

平成27年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成27年3月12日 午前10時00分 開会
午前11時37分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市 民 生 活 部 長	芳 野 隆 一
都 市 整 備 部 長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 理 事	土 谷 宏 巖
産 業 観 光 部 長	河 合 良 則	保 健 福 祉 部 長	山 岡 加 代 子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上 下 水 道 部 長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	谷 口 亜 耶		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 11番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

初めに、皆様に会議の日程についてお知らせいたします。3月17日火曜日午後2時から開催することになっておりました議員全員協議会につきましては3月23日月曜日午前10時から、また、3月23日月曜日午前9時30分から開催することになっておりました予算特別委員会につきましては3月25日水曜日午前9時30分から、それぞれ開催いたしますので、皆様ご承知おきいただきますようお願いいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、2番、内野悦子君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、おはようございます。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私は一括質疑方式を選択しておりますので、この場で質問をさせていただきます。

まず初めに、葛城市公共交通についてお尋ねいたします。

昨年12月に行われました公共交通に関するアンケート調査の冒頭に、本市ではコミュニティバスを運行していますが、住民の皆様のニーズに十分に対応できない部分がある一方、本市の厳しい財政状態を考えると、全てのニーズにお応えすることも難しい状況となっております、とありました。このような状況を踏まえ、公共交通サービスの向上と持続可能な公共交通を提供できるよう、見直し検討することになり、住民の皆様に公共交通の利用状態やご意見をお伺いし、今後の計画づくりに反映していくため、無作為に3,000世帯を抽出し、アンケート調査をしていただきました。我が家にもそのアンケート調査が送られてきました。内容は、まず大字名から始まり、最後8問目は意見要望なども書き込むようになっておりました。回答は中学生以上の家族3名分が記入でき、より多くの方の意見が反映されると思われました。

さて、高齢化も進む中、高齢で車の運転ができず、足腰も弱くなり、買い物にも出かけられない、そうした日常の買い物に苦勞している買い物弱者が、今後ふえていくと懸念されます。また、公共施設に行くのにバス停が遠いなどのお声もよく聞かせていただいておりますが、停留所の増設、運行ルートなど、アンケート調査をもとに市民のニーズに応える公共バスの取り組みを期待しております。

まず1つ目の質問ですが、昨年廃止となりました当麻・新庄線ですが、現在の状況を教えてください。

2つ目は、平成25年12月定例会で、私はデマンド交通も考えていただきたいとの要望をさせていただきましたが、何か進捗状況がありましたら教えていただきたいと思っております。この

デマンド交通ですが、お隣の香芝市がこの4月から、試験運行から本格的に運行が始まります。香芝市の試験運行期間の実績ですが、1日当たり利用人数は平均約148.1人で、利用年齢は70歳以上が65%と、利用者の3分の2を占め、朝の利用が多く、また、利用される場所としては、病院、福祉施設、大型商店、駅が上位を占めておりました。香芝市と葛城市とは人口も面積も地形も、また、高齢化率なども異なりますので、今後いろんなことも含め、他県他市町村の研究もしていただき、デマンド交通の検討をお願いしたいと思っておりますが、本市としてのデマンド交通について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

続いて、通告の2つ目ですが、現在、少子化が進む中、労働力を確保するために女性や高齢者が働き続けられる環境整備が求められております。また、少子化と生産年齢人口の減少においても、女性の活躍の推進は喫緊の課題であり、国における女性の活躍推進を成長戦略の中核と位置づけ、女性が活躍できる環境整備に取り組むとあります。少子化の背景の1つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。仕事と子育ての両立は制約も多く、進んでいないのが現状であります。妊娠、出産を機に6割が退職されております。女性が仕事と子育ての両立をするためには、企業側の理解が不可欠であると考えます。

このような状況を踏まえ、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取り組みを進めるため、それぞれの果たすべき役割などを定めた次世代育成支援対策推進法、いわゆる次世代法がありますが、平成26年4月に改正法が成立し、さらに10年間の取り組み期間を延長することが結論づけられました。次世代法の延長については、少子化の推進等の状況や、行動計画が義務化されてまだ日が浅い企業もあることから、引き続き、次世代法に取り組んでいくことが重要であるとしております。法改正を通して、認定制度について基準を満たしにくかった中小企業のために、一部認定基準が緩められる方向性等が打ち出され、4月23日に交付されました。女性が仕事と子育ての両立をするためには、企業側の理解が不可欠であります。

河合部長にお尋ねいたします。まず1点目として、葛城市においても次世代育成支援対策推進法に基づく、仕事と生活のバランスのとれた多様な生き方が選択できるように、事業所に対しワークライフバランスに関する普及啓発に取り組まれているのでしょうか。2点目は、次世代認定マーク、愛称「くるみんマーク」の認定企業の現状をお尋ねいたします。

4点目については、吉村部長にお伺いいたします。葛城市の次世代育成支援に基づく特定事業主行動計画についての内容と取り組みについてお尋ねいたします。

以上でございます。再質問は質問席より行わせていただきます。

下村議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 おはようございます。企画部長の吉村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの内野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、当麻・新庄線、いわゆる奈良交通の路線バスの路線についての件でございます。

昨年ご報告させていただいておりますように、奈良交通のバス路線の廃止並びに改善によりまして、当麻・新庄線につきましては、奈良交通の路線バスとしては廃止となり、市の公

公共交通ネットワーク計画が策定され、その方向性が見出されるまでの間は、市のコミュニティバスとして運行しているところでございます。

この運行経費でございますが、平成27年度予算におきましては、昨年、市長、議長並びに総務建設常任委員会委員長が陳情していただいた経緯もございまして、また並びに、本年に入り再度、市長、議長の陳情によりまして、平成27年度限りということで、多額の委託料の減額の協力をいただくことになっているところでございます。

この当麻・新庄線の、平成26年10月からの乗車実績といたしましては、委託先の奈良交通の調査によりますと、平日、近鉄高田－忍海間が1日3.5便、近鉄高田－屋敷山公園が1日4.5便と変更となっております、乗車人数でございます、近鉄高田－忍海間の乗車人数は1日平均30.9人でございます。片道に直しますと、1便4.4人の平均乗車でございます。次に、近鉄高田－屋敷山公園は1日平均27.2人、片道当たり平均3人の乗車人数となっているところでございます。

次に、デマンド交通についてでございます。デマンド交通と申しますのは、利用者が電話などで乗車を予約いたしまして、乗り場や行先はエリア内から希望でき、利用者がいなければ走る必要もなく、また、小型車で済むことから、公共バスに比べ経費削減や、バスが走れない狭い道でも運行できるというシステムでございます。

このデマンド交通のメリットといたしましては、運行経費が低く抑えられ、あるいはドアツードアのサービスを提供することも可能であり、行きたい時間に行きたい場所に行くことができるということが挙げられます。また、デメリットといたしましては、事前登録が必要で、事前予約も必要でございまして、車両により利用人数が限定される、あるいは乗合となるためにルートが迂回が生じまして、一般のタクシーと比較いたしますと目的地まで行けないということもございます。

デマンド交通の運行形態につきましては、区域運行方式とフルデマンド方式がございます。区域運行方式といたしましては、事前予約制とし、市内の定められた場所、停留所での乗降を可能とする方法、またはあらかじめ設定されたダイヤで運行するか、予約があった便のみの運行する方法もございます。いずれも市内での運行となります。フルデマンド方式といたしましては、事前予約が必要であるのは同様ですが、市内のいずれからでも乗降が可能であるという方式でございます。

次に、運行経費の契約形態でございます。利用時間借上げ方式とタクシーメーター方式がございまして、利用時間借上げ方式といたしましては、運行予定時間内にタクシー車両をデマンドタクシーとして借上げる方法でございまして、契約料金をタクシー事業者との協議によって定めまして、運行予約のあった実働運行時間の運行料金をタクシー事業者に支払う方法でございます。タクシーメーター方式といたしましては、利用者は乗合タクシーで決められた運賃だけを支払い、タクシーメーターから算出された運賃の差額を行政側が負担するという方法でございまして、奈良県内でデマンド交通を導入している自治体では、利用時間借上げ方式を多く採用されているようでございます。

なお、今後の当麻・新庄線、あるいはデマンド交通の件につきましては、現在、葛城市地

域公共交通活性化協議会の中において協議しているところでございます。

次に、内野議員のご質問の、葛城市の次世代育成支援特定事業主計画について、ご答弁させていただきます。

この計画は、葛城市職員の次世代育成支援特定事業主計画でございます。

まず、計画の目的でございます。国におきましては少子高齢化が急速に進み、将来の推計人口においても、この傾向が今後一層進行すると予想されているところでございます。特に少子化傾向につきましては、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、この少子化の流れを変えるため、国、地方公共団体、企業等が一体となって、より一層この問題に取り組むため、次世代育成支援対策推進法が制定されました。

葛城市におきましては、この法律による市町村行動計画といたしまして、葛城市次世代育成支援行動計画を平成17年3月に制定いたしまして、地域における行動計画が定められたところでございます。また、この法律では、特定事業主としての地方公共団体の職場内の計画といたしまして、特定事業主行動計画を策定するよう定められております。この定めに基づきまして、特定事業主としての立場からこの問題に取り組むため、本計画を策定しております。当初の計画期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間としておりましたが、必要に応じ適宜改正を加えながら、当初計画期間終了後も引き続き、実施しておるところでございます。

この計画の中には、勤務環境の整備といたしまして、主に6項目の内容を定めております。

まず1つ目といたしまして、妊娠中及び出産後における配慮といたしまして、母性保護、育児休業、特別休暇など諸制度の説明を行い、制度の適切な利用ができるよう助言、指導を行うこととしております。

2つ目といたしまして、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進についてでございます。子どもの出産という、母親としての大仕事を心身ともにサポートし、家族の中で支え合うという意味から、父親となる職員に対して、特別休暇にあわせて数日間の年次休暇を取得するなどの推進に当たるとしておるところでございます。

3つ目といたしまして、育児休業等を取得しやすい環境の整備等についてでございます。育児休業、育児短時間勤務や、部分休業等の制度について、その制度の趣旨や内容、男性でも取得できることの周知を図ることとなっております。

4つ目といたしまして、時間外勤務の縮減でございます。時間外勤務は本来、公務のための臨時または緊急の必要がある場合に行われる勤務であるということの認識を深め、一層の縮減に取り組むこととしております。

5つ目といたしまして、休暇の取得の促進でございます。休暇の取得を促進するために、職務遂行体制の工夫や見直しを行い、職員の休暇に対する意識の改革を図り、計画的な年次休暇の取得など、年次休暇をとりやすい雰囲気醸成や環境整備を行うこととなっております。

6つ目といたしまして、異動、配置がえについての配慮についてでございます。子どもの養育を行うことが困難な職員がいる場合は、その状況に配慮することとなっております。以

上が本計画の主な内容でございます。

以上でございます。

下村議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 おはようございます。産業観光部の河合でございます。

内野議員のご質問にお答えいたします。

まず、市民や事業所に対してのワークライフバランスに関する普及啓発についてのご質問でございます。

次世代育成支援対策推進法では、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにされ、平成17年4月1日から施行をされているところでございます。この法律において、企業が取り組むべき従業員の仕事と子育てに関する行動計画を策定することとなっており、国は企業に対し、「くるみん」の認定についても理解を求めているところでございます。

また、仕事と生活の調和という、いわゆるワークライフバランスについての取り組みも始まっておるところでございます。ワークライフバランスとは、働く全ての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和を図りながら、その両方を充実させる働き方と生き方のことでございます。しかしながら、現実の社会では安定した仕事につけず、経済的に自立できない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、などといった理由によりまして、多くの方がワークライフバランスを実現できないという状況になっているところでございます。

また、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保が必要です。労働者が性別により差別されることなく、結婚や出産した女性が母性を尊重されつつ働き続けられる環境づくりのための相談事業が必要と考えます。ハローワークや関係部署と連携した就職相談や、市民や企業を対象とした研修会、男女共同参画セミナーの一層の推進を図り、市民並びに企業が、男女の性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができる環境づくりに努めてまいりたいと思うところでございます。また、事業所に対しても更なるワークライフバランスの実現に向け、啓発を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、次世代認定マーク、愛称「くるみんマーク」についてでございます。次世代育成支援対策推進法に基づき、企業、事業主が、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、都道府県労働局へ申請することによりまして、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。これが「くるみんマーク」と呼ばれるものでございまして、認定された企業には次のようなメリットがあるわけでございます。

まず、次世代認定マーク、愛称「くるみん」を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用定着が期待できます。

また、期間内に取得、新築、増改築した建物等について割増償却ができます。認定を受け

る対象となった行動計画の計画期間開始の日から、認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得、新築、増改築した建物とその附属設備について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる、税制の優遇制度でございます。平成26年11月末現在におきまして、認定企業は全国で2,011社、奈良県では18社ありますが、葛城市においては認定されている企業はございません。本市といたしましては、「くるみんマーク」についての認識が事業所においても希薄であることから、今後、企業に対し啓発パンフレットの配布、また、関係機関の研修会を通じ、制度の再認識をしていただくよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

それと、認定企業に対しての優遇される措置についてでございます。国におきましては、説明いたしました、「くるみんマーク」の認定によりまして、税制の優遇制度を受けられるほかに、県においても一定の要件を備えた企業が登録申請することによりまして、優遇金利で融資を受けられるなどの助成制度がございます。本市におきましては、現在そのような優遇制度はないわけでございますが、今後は他の市町村の取り組みなどを参考に、関係課とも協議を行いながら新たな制度を検討していくとともに、この制度についての情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 吉村部長、河合部長、ご答弁ありがとうございました。

当麻・新庄線は、昨年9月30日に廃止になり、減便し、市のコミュニティバスとして運行していただいておりますが、先ほどの答弁で乗車人数を聞かせていただきましたが、非常に少ないと感じました。そこで、例えば、当麻・新庄線のルートを葛城号のルートと組み込み、出発時間を1時間程度早くするとかすれば、市立病院への乗り入れも可能になるのではないかと考えますが、他市町村への公共バスの乗り入れ等もお考えいただいているのでしょうか。

話は変わりますが、先日、総務建設常任委員会で道の駅の視察に行かせていただきました。着々と進んでおりましたが、車やバイクに乗らない市民の方からは「あそこに道の駅ができてでも私ら行かれないし」と、楽しみにしておられる反面、現実であると思えました。道の駅への交通手段も考えていただければと思います。ひとり暮らしゆえに家にふさぎ込むことなく、外に出ていくことはとても大事なことと思います。オープンまでに道の駅への交通網の方もよろしく願います。

「くるみんマーク」ですが、市内ではまだ1社もないということでしたが、努力していただけたこととのご答弁ありがとうございました。育児に対し環境を整えている企業は、優秀な女性の力を獲得できると思うのです。また、未来を考えていく企業であることもアピールでき、何よりも、出産、子育てを企業が応援してくれていることが励みとなり、企業の実績を伸ばすというメリットも出てくると思います。またさらに、今年の4月1日からは、改正次世代育成支援対策推進法が施行されます。新たに「くるみんマーク」を取得している企業のうち、更に高い水準の取得を行う企業には「プラチナくるみんマーク」が表示できるそうです。まずは、庁舎にも張っていただけるようお願いいたします。企業には粘り強く、更な

る推進をよろしく願います。

最後に、市長にお伺いいたします。今後の市民の足となるバス網の構築について、市長のご意見をお聞かせください。

下村議長 山下市長。

山下市長 内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、バスの交通のあり方について、うちの部長の方から答弁をさせていただいております。昨年9月30日で奈良交通の当麻・新庄線が廃止になった。それを現在、市の方が奈良交通に委託をして走らせていただいておりますけれども、昨年12月に、緊急的にアンケート調査を行い、12月にその結果を協議会、また2月にも協議会で議論させていただきました。その中で出てきておりますのは、今、当麻・新庄線の委託をしておる部分と、葛城号が現在走っておりますけれども、それをできるだけ一体的に運行ができないだろうかということが1つ。それとオンデマンド、要求に応じて走らせるような、それがタクシーになるのか小さなバンになるのかというのはわからないですけれども、そういうものを活用していったらどうだろうかということが1点、今現在考えておるところでございます。4月の頭には協議会をもう一度開いて、その中で葛城市の方針を最終決定させていただいて、国の方に申請をしていくという形になろうかと思っております。今、最終の詰めを行っているところでございますけれども、我々、協議会にもご報告をしておりますけれども、デマンド型は採用していきたいという思いであります。ただそれが、お隣の香芝市でされているようなやり方でまいりますと、金額がかなりかさみますので、維持していくのが大変になってまいります。少し離れますが三郷町でされているやり方ですと、かなりリーズナブルになっておりますので、どういうやり方が一番いいのかということも含めて、検討してまいりたいなというふうに思っております。

それと、今までのコミュニティバスのあり方というのは、合併時にこの新庄庁舎と当麻庁舎、この間行き来できるようにという考え方が第一でございました。コミュニティバスというよりも、市役所やゆうあいステーションといった、市の施設の拠点を結ぶ交通網というのが第一義でございまして、市民の足というよりも施設間利用というのが当初の考え方でございました。しかし、昨今のニーズ、それと住民の高齢化、きのうもお話をいたしましたように、高齢化率というのも18%から今もう25%、4分の1の方が65歳以上の人口になっているわけでございます。特に山麓地域におかれましてはそういう世帯が多い状況でございますから、そういう方々が買い物に行ったり、また、自分の趣味を楽しんだりとか、また、遠くに出かけたりとか、そういうときのために使っていただけるようなバス網を構築していくことが必要であろうというふうに考えております。

現在検討させておるのはやはり、先ほど言いました市の拠点、それと、葛城市から少し離れるかもしれませんが、例えば大和高田市の市立病院、ああいうところや駅につながるような、そういうものも含めた拠点であったりとか、買い物に行けるスーパー等も含めた拠点をつなぐバス網にしていかなければならない。当然、先ほど内野議員がおっしゃっていただいた、新しい道の駅というのもその拠点の1つ、ハブに中心になっていく施設として利用させていただきたいというふうに思っております。ここはやはり、市内の住民だけが使うと

このように、観光に来られた方も含めて、駐車場で利用していただいて、そこからバスで移動していただくというふうな形で活用させていただいたらというようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。料金をいただくのかいただかないのかということも含めて、今、最後の詰めに入っておるところでございますけれども、長く続けさせていただくために、市民の皆さんの税金を使ってバス網を構築していくわけでございますので、できるだけ、お互いの最終的な、一時的な料金を払うとか払わないかということじゃなくて、そのバス網を構築していくのにどれだけの費用がかかるのかということも含めて、経費をどれだけ抑えられるのかということも含めた形でしっかりと考えて、バス網を構築してまいりたいというふうに思っておりますので、でき上がりましたら、それをまた議会の方にもご報告をさせていただき、推進をさせていただくというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 内野君。

内野議員 市長のご見解をいただき、大いに期待をいたしました。ありがとうございました。
以上で一般質問を終わらせていただきます。

下村議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。私の質問は第1に、新道の駅建設事業について、第2は、教育委員会制度の改訂についての2件であります。質問の詳細は質問席にて、一問一答方式で行わせていただきます。

下村議長 白石君。

白石議員 まず、新道の駅建設事業の基本理念、方針及び施設の規模、内容等の変遷と現状についてお伺いをしてまいります。

新道の駅建設事業は、平成23年10月25日に開催された都市産業常任委員会において、所管の調査案件として地域活性化事業、道の駅事業計画が初めて議題とされたことは記憶に新しいところであります。このときの提案では、施設配置図（案）、概算事業費の算出、（仮称）新道の駅施設構想（案）、（仮称）新道の駅経営運営組織図（案）、（仮称）新道の駅経営分析表（案）などの6点の資料が示され、施設や駐車場等の配置図、施設構想、売上規模予定及び施設の敷地面積など、詳細な説明がなされたわけでありました。

ところが、その12月定例会における私の一般質問に対して、当時の産業観光部長は次のように答弁をされました。平成27年4月のオープンに向けて、運営をより経営という観点から一層深く考えるために、現在、市内の農業者及び商工業者において、道の駅かつらぎ設立委員会が平成23年11月28日に設立されました、そして、設立委員会において、道の駅の経営、運営するに当たって、施設の規模、運営方法等、道の駅全体にかかわる部分を協議していくところであります、また、商工部会、農業部会に分けて、農産物直販所、加工所、物産販売所、レストランの内容や施設の運営に関する詳細な内容が、これから決定されていくところでございます、経営分析や商圈分析を行い、市民皆が出資に対してもリスクを感じない

施設づくりを、また、市内の人や市外の人にとっても来る価値のある魅力ある場づくりにより、より慎重に考えていくところでありますと、このように答弁をしたのであります。まさに2カ月もたたないうちに、10月の都市産業常任委員会に提案された詳細な計画を撤回し、新たな計画を設立委員会で決めることとなったのであります。そして、ご承知のように、この3年間、施設の規模や内容配置がころころと変わり、事業収支計画、経営分析や事業手法が一向に定まらず、変遷をしてきたのであります。

なぜこのようなことになったのか、どこに原因があるのか、当初の基本理念、方針が、行政や設立委員会、設立準備会の共通の認識になっていなかったのではないかと、あるいは変更されてきたのではないのでしょうか。説明を求めるものであります。

下村議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。白石議員の質問にお答えいたします。

市の基本理念、方針につきましては、平成23年5月に策定されました、地域活性化事業計画によりまして、以下の基本的方向性、基本方針を挙げておるところでございます。

まず、地域産業や観光の振興につながる地域連携拠点の強化では、1つとして、地域振興拠点の創出といたしまして、農業や酪農の価値見直しを行い、新たなビジネスチャンスにつながる拠点の強化、2つ目といたしまして、休憩、情報発信の拠点の創出といたしまして、中南和の玄関口としての、市内、県内の情報発信の強化、3つ目といたしまして、地域が活躍し、産業振興を支援する拠点の創出といたしまして、担い手育成のため、農業、酪農の技術指導、農地のあっせん、商工業の出店指導などの地域産業振興支援の拠点強化ということでございます。

また、既存の資源などの利活用の促進といたしましては、歩行者の周遊環境の向上といたしまして、歩行者が安全に移動できる周遊環境の向上、2つ目といたしまして、観光客をもてなす設備の充実として、トイレや休憩所、土産物屋の充実、3つ目といたしまして、既存の施設の機能転換ということで、地域活性化に向けた機能転換の促進、4つ目といたしまして、潜在資源を生かした新たな魅力づくりということで、地域活性化支援としての未整備の施設の活用の検討、魅力の向上ということでございます。

また、魅力の相乗的向上に資する連携の強化といたしましては、市内の周遊環境の強化、これはバスや自動車などによる、市内を巡る周遊環境の向上でございます。それと、施設間の連携強化といたしまして、地域間の資源が連携した取り組みの導入を挙げておるところでございます。これらにつきましてはいずれも、現状において修正をしておらないわけでございます。市の、道の駅の基本方針と認識をいたしておるところでございます。

平成23年10月の都市産業常任委員会におきまして提出いたしました、道の駅かつらぎ事業計画でございますが、これらの地域活性化事業計画の基本方針に基づきまして策定されたもので、計画途中ではございましたが、この中には施設の構想や経営運営組織、経営分析などが盛り込まれておりまして、この時点での細やかな計画が示されたところでございます。しかしながら、新道の駅を経営という観念から一層深く考え、更にはぎわいをもたらす施設とするために、道の駅かつらぎ設立委員会におきまして更なる検討をお願いし、今日に至っ

ているところでございます。道の駅の整備の、市の目的といたしましては、市ににぎわいをもたらす、地域の農業者や商業者に販路の拡大の場を提供し、奈良県中南和の玄関にふさわしい道の駅を目指すものでございます。

それと、施設の規模、内容についての件でございます。施設の規模、内容につきましては、これらのことを検討した結果、新道の駅の成功のため、また、にぎわいのある道の駅とするため、計画をいたしておりました施設、規模、内容が適当なのかと、専門のコンサルタントも導入し検討いたしましたところ、にぎわいを起こし集客をふやすための施設としては、規模の検討が必要と判断をしたため、それぞれの内容を精査し、規模の修正を図ってきたところでございます。その結果、当初盛り込まれていなかった、地域の方が利用できる多目的室の新設や、無料休憩所などの拡大、また、衛生面、環境面から必要性を考慮したところ、ドッグランについては整備を見送り、更衣室、シャワールーム、ロッカーについても整備を見送ったことで、現状では約3,100平方メートルとなったものでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 平成26年9月定例会の、私の質問に対してはどのように答弁をされていたか。こうであります。

平成23年5月に掲げられた地域活性化事業、道の駅事業計画の基本方針を踏襲している、こう言ってるんですね。そして、当初の事業計画に盛り込まれていない事項も含め、整理した基本方針を現在協議し、新たにつくると答弁をしていたのであります。それが、整理した基本方針がいまだに示されない中で、部長は、平成23年10月25日の都市産業常任委員会に提案された当初の基本理念、基本的な方向方針は修正されておらず、今日に引き継がれているということでもあります。これを迷走と言わなくて何と言えるのでしょうか。

施設の規模や内容の変遷と現状については、新道の駅の成功のため、にぎわいを起こし集客をふやすために、内容を精査し、施設の規模の修正を図り、現状では約3,100平方メートルになったとの答弁が今ありました。実際、最新の平面図を見ますと、道の駅機能の道路情報棟を除く、農産物等の特産直売所やチャレンジショップ、2階の多目的室などの商業施設、地域振興棟の床面積は、当初の1,575平方メートルから2,847平方メートルにも拡大されています。まさに、にぎわいを起こし集客をふやして売り上げをふやすために、施設の規模、床面積を1.8倍にふやしたのであります。

当初の理念、基本方針の根本には、地域が自慢できる農業や酪農の価値が見直され、新たなビジネスチャンスにもつながるような地域振興の拠点の強化、さらに、地域住民が活躍し、担い手を育成するため、農業、酪農の技術指導や農地のあっせん、商工業の出店指導など、地域産業の振興を支援する拠点として強化する、このことが目的とされています。ところが、この間の変遷によって、当初の理念、方針、目的である地元の農業や酪農、商工業の振興活性化が後景に追いやられ、にぎわいを起こし集客をふやして売り上げをふやす、利潤追求の経営、商品の販売に重点が置かれてきているのであります。一体、葛城市は、葛城市の新道の駅は、何を指すのでしょうか。

私たち市議員も視察研修に参加してまいりました。愛知県大府市の「げんきの郷」、JAあいち知多が100%出資をしているところであります。さらに、同じく愛知県愛西市の「立田ふれあいの里」でも研修しました。参考に、更に伺ってまいりたいと思います。

げんきの郷は事業費が40億円、オープンは平成12年であります。平成23年度の売り上げは、温泉事業を除いて28億8,000万円であります。運営主体は、株式会社げんきの郷であります。社員が223名、そのうち正社員35名により、10年程度で施設整備資金30億円の回収のめどを立てる旺盛な事業活動を展開しています。消費者、利用者の信頼を得る、安全・安心の農産物を提供するために、土づくりを基本とした有機農業、残留農薬検査や細菌検査の実施、生産履歴のシステム化などに取り組んで、生産者、出荷者の意識改革を促し、良質の食を安定的に提供を行っています。直売比率は80%を超えています。ついてこれない生産者は切り捨てられていっているのではありません。

一方、立田ふれあいの里は、近年の後継者不足による農家数の減少や農地の荒廃等、基幹産業を不安視する声が出るようになって、農業を初め産業の振興活性化を推進する目的で、産地直売の立田朝市からスタートし、生産者と消費者の交流の場として、ふれあいの里が設立されたのであります。事業費は約5億円、オープンは平成16年であります。平成22年度の売り上げは4億1,000万円、運営主体は、立田ふれあいの里運営連絡協議会であります。いわゆる第三セクターだと思います。特産のレンコンと新鮮さを売りに、生産者が無理をせず、できる範囲で、コンテナ3つまで出荷できる仕組みにしています。黒字を追求し、生産者にプレッシャーをかけないように配慮をしています。こんな運営がなされています。指定管理料はなく独立採算ですが、市は、施設内の機械設備等の維持管理費や保守点検費、消耗品費や光熱水費などの需用費、駅長の賃金など、年間約1,100万円程度の負担をしています。

どちらも農業等の地域産業の振興や活性化、利用者や地域経済との連携など、基本理念や方針はそんなに変わりませんが、経営の考え方などは、地域の実態、特性、規模など、身の丈に合わせた運営管理が行われております。目指すべき方向は大きく異なっているのであります。では、葛城市の新道の駅は、何を、どこを目指しているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

下村議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの、白石議員のお尋ねでございます。げんきの郷、それから立田の里の、いずれを目指すのかということについてでございます。

新道の駅の経営の目指すべきところでございます、市の地域活性化を目的とした施設でございますので、市内の農産品、商工業製品の生産者が、市内の消費者に対して販売できる施設であるべきと考えるところでございます。このことから言えば、立田の里方式になると言えるところでございます。

しかしながら一方で、運営会社が赤字にならないためには、ある程度の利益を追求しなければ、会社としての経営が成り立たず、結果として市に債務負担を求めるなど、市の財政に影響を与えるということが考えられます。こういったことを阻止するためには、市内産のものだけでなく、消費者のニーズに応じた品ぞろえも必要になってくるのではないかとお考え

ますので、このことから考えますと、げんきの郷の方式になるとも言えるところでございます。

新道の駅につきましては、いずれの極端な方式によることなく、双方のいい部分を吸収しながら、市にとってバランスのよいところで融合するべきものであると考えておるところでございます。また、生産者のニーズ、消費者のニーズをよく理解いたしまして、経営リスクを脅かさないように、地域の活性化を図るべきものであると、そういう施設を目指すものであるというように考えておるところでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 河合部長からご答弁をいただきました。赤字を出さないように、にぎわい、集客を図り、この利益を追求し、経営を安定化させる、このことが大きな目的、こういう答弁であります。

私は、当初の基本理念や方針に基づいて、何をを目指すのかを更に具体的にしていきたいと思います。そのために、当初に提出された経営分析表を紹介したいと思います。

当初の分析表（案）によりますと、オープン1年目の農産物や畜産製品等の直販所、加工所の売上予定額は8億5,000万円でした。さらに、その内訳は、地元地産分を70%として予定され、売り上げは5億9,500万円、地産分以外は30%を予定して、売上額は2億5,500万円とされております。この分析案には、地元の農業や酪農等の、地域産業の振興や活性化の重要性、取り組む意気込みが打ち出されているのであります。これが、基本理念や方針に基づく、新道の駅を目指すべき方向、目的ではなかったのでしょうか。

ところが先ほどの答弁にもあったように、今日では、にぎわいを起こし集客をふやすための施設とする、また、利益を追求する、赤字にならないようにする。このために規模の拡大に走って、葛城市の地産品から奈良県産へ商品を拡大していくことになってきているのであります。地元農業や商工業等による地域の振興、産業の活性化をどのように考えておられるのか、改めて答弁を求めるものであります。

下村議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの、白石議員のお尋ねでございます。

地産地消についての率でございますが、平成23年10月に提出いたしました、道の駅かつらぎ事業計画にございます地域経営分析表でございますけれども、直売所、加工所の収入のうち、地産分を70%、地産以外の分につきましては30%と計上いたし、収支計算をしておったところでございます。地産分とは、市内産の農産品、加工品の出荷を想定いたしておりまして、その割合を70%と計算いたしていたというところでございます。年間数億円規模の売り上げの直売所におきまして、市内産の割合を70%とすることはかなり厳しいものということが予想されるところでございますが、運営会社にはこれを1つの目標として取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。また、県外からの来訪者にとっては、葛城市産であることと奈良県産であることの相違に大きな重点を置かないことも予想されるため、まずは広く奈良県産を70%と、続いて葛城市産を70%を目指していく方法もあるというように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、葛城市、奈良県における農産物を広く県外、市外にもアピールできる場として運営をしていきたいという1つの考えを持っているところでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 平成24年6月定例会、さらに、8月21日の都市産業常任委員会では、設立委員会において、昨年9月、平成24年ですね、道の駅に対するシーズ、ニーズを把握するため、一般市民を対象にアンケート調査を実施しましたところですが、実施に当たって、アンケート調査の結果をもとに、施設規模、内容を10月に確定し、運営するための経営分析を、他の類似した道の駅の状況、当地の立地環境等を踏まえて試算する予定であると説明をしているんですね。これはまっとうな答弁だと私は受け取っております。

ところが今の答弁では、市内の割合を70%とすることはかなり難しい、まずは広く奈良県産を70%として、続いて葛城市産を70%を目指すんだと、こういうことであります。これは、基本理念や方針、あるいは基本的な方向、目指していくべき道筋、大きな転換ではないでしょうか。運営会社の経営の重視、利潤追求重視に舵を切ったということではないでしょうか。当初の基本理念、方針、地元農業や商工業による地域の振興、産業の活性化の目的、方向性を弱めるものであります。

ここで市長にお伺いをしたい。どのように今の経過、答弁、踏まえて、行政の長として所見を求めたい、このように思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 白石議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

当初より、大きな理念というか、葛城市の農産品、また、商工業品を広く売っていきいたい。市民が、市内でそういう業に従事されておられる方々が1円でも多く稼いでいただくということを念頭に置きながら、今まで進んでまいりました。これは何一つ変わっていないところでございます。70%、30%を目標にとということだと思っております。いきなりそこに行けるのかどうかということとはわかりませんが、人が集まる場所でないと物は売れない、目標どおりに品ぞろえをしたところに大きく人が集まってくれるのかどうかというよりも、やはり、人が集まっただけのような状況をつくり出していくことが、たくさん、葛城市の商品を手にとっただけの機会、オポチュニティをつくっていくことだと思っております。そういう中でいろいろと、担当を初め経営に携わる方々が考えていただき、今のような状況になってきているのだというふうに認識をしておるところでございます。最終的な目標、葛城市産のものを、国内はもとより、できれば海外の方まで手にとっただけ、買っていただくという大きな目標に、これからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 市長は、当初の詳細な計画、経営分析表は、1年から5年までの計画を定めて、初年度から五百数十万円、5年目には600万円を超える利益を生み出していく、こういう計画でありました。なかなか立派な計画であります。しかし、これが単なる目標であった、ここに問題

があると思います。

私は、基本理念や方針、それに基づいてつくられた計画は、やっぱり最後まできちっと追求し成功させていく、これが世間では当たり前のことです。民間企業が商売を始めるときに、ちゃんとした計画をつくって収支を黒字見込んでやっていく、これは当然のことです。地産分70%は当初から目標だった、こういうことでその目標が大きく変更され、奈良県産分で70%をまずしていくんだと、こういうことであります。当然だと思うんですね。

この間の議論の中で、運営主体に対して、株式会社道の駅かつらぎに対して、指定管理料は払わない、欠損が出ても補てんはしない、しかし、利益が出れば協定を結んで還元を受ける、こういうことであります。市は莫大な税金を投入して、施設は提供するけれども、あとはお任せです、こういうことであります。これでは、設立委員会、あるいは株式会社道の駅かつらぎを運営主体となるならば、これは大変なことだ。当初目指していた地元の農業や畜産業、商工業の振興や活性化、ここへ重点を置いておけない。まずは人集めをし、にぎわいをつくって利益を上げるんだ、こういうことになってきているわけです。そのために、施設はどんどんと規模の拡大をされ、床面積は2,800平方メートルを超える状況になってきているということでもあります。

次に移りたいと思います。次に、施設の管理運営、経営ですね、並びに施設設置者の役割と責任について、伺ってまいりたいと思います。

基本理念、方針や目指すべき方向、施設の規模や内容がころころと変わってまいりました。ご紹介したとおりです。今度は運営会社が赤字にならないように、利潤追求をしなければ会社として経営が成り立たない。消費者ニーズに応じた品ぞろえも必要になる。げんきの郷方式、ふれあいの里方式、双方のいい部分、バランスのよいところで融合すべきと考える、こういう状況であります。よくわからない内容です。

げんきの郷の、地元の農畜産物の直売比率は、先ほども紹介しましたが、80%以上確保しています。目指す方向が葛城市と違っています。葛城市は市内産から県内産にシフトをし、利潤追求を第一とするわけです。当然、げんきの郷方式とも大きく異なっていると言わなければなりません。ふれあいの里方式の要素は全くない、このように考えます。では一体、どのように施設の管理運営を行うのか。また、莫大な税金を投入して施設を提供する市の設置者としての責任と役割、どのように考えておられるのか、説明を求めます。

下村議長 山下市長。

山下市長 先ほどから白石議員は、県内産に全部シフトすると言われてるように聞こえますが、市内産をやっぱり、売っていくのを目標にしているというふうに私はずっと答弁をしておりますので、県内産を70%にするのが目標であるかのような表現を白石議員はずっとされておりますけど……。

白石議員 いや、そんなこと言ってないよ。そんなん、私の質問時間です。

山下市長 いや、私のこれ答弁です。

白石議員 答弁は。

下村議長 静粛に。山下市長、答弁してください。

山下市長 これは私らが意図していることとは全く違う、意図的に曲解をされた受け取り方をされているのだと思います。このことについて私は先ほどから、市内産のものをたくさんの方々に買っていただきたいということを目標にやっていくんだと、それで河合部長は、市内産70%そろえるのが難しいこともあるかもしれないから、まずは県内産でという形でさせていただいた。

白石議員 ちゃんとした答弁をしてください。

下村議長 静粛に。今、山下市長が答弁をしているんですから、それは私が認めておりますから、静粛にしてください。

白石議員 それではルールが成り立たないじゃないですか。

下村議長 山下市長、簡単に答弁をお願いします。

山下市長 ですから市の方針としては、市内産のものをできるだけたくさんそろえさせていただくことが究極の目標であるということでございます。

下村議長 当初に言いましたとおり、秩序を重んじた節度ある発言が要求されておりますので、ご注意をお願いいたします。

白石君。

白石議員 私は秩序を重んじて、河合部長と十分な打ち合わせをし、今この質問を行っています。そこへ市長が割り込んできて答弁をするのが秩序を重んじることなのか。私は疑問であります。河合部長、答弁してください。

下村議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 それでは、白石議員の、施設の管理運営と、施設の設置者の役割と責任についてでございます。

施設の管理運営につきましては、地方自治法の第244条の2第3項の規定に基づきまして、指定管理者により管理運営をするところでございます。指定管理者につきましては、これまでも申しあげましたように、指定管理料は支払わず、運営会社の経営の中で、新道の駅の管理を行っていただくところでございます。ただし、運営会社が黒字となった場合は、利益が生じた分の一定割合を、設置者である市に還元いただくよう協定をしていきたいと考えておるところでございます。

施設の設置者としての市の役割責任についてでございますが、施設の管理運営については指定管理とすることにより、道の駅の管理条例を議会に提案、可決後、指定管理者の選定を行うところでございます。

指定管理者の議会議決につきましては、道の駅オープンの6カ月以前に議会において提案を行う予定を考えておるところでございます。なお、指定管理者による管理運営となりましても、新会社につきましては、施設自体が市の所有ですので、固定資産の減価償却や固定資産税がかからないことを考えますと、経営リスクは非常に低いことが想定されますが、運営会社が赤字経営に陥らないように、市においても管理監督責任がございますので、指定管理者の決定時点における収支計画の検査や、指定管理後においても定期的な管理運営状況や経営状況の報告を、指定管理の仕様に盛り込み、官民一体となりまして、適正な道の駅の管理

運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 時間が押してまいりましたので、次に移ってまいりたいと思います。

周辺整備事業についてであります。昨年の12月定例会における総務建設常任委員会及びその後の協議会等で、本体事業費が18億円から20億円に2億円増額され、20億円になりました。さらに、高速道路へのオンランプや県道の拡幅など、周辺道路の整備事業が4億4,000万円、公園緑地整備事業の2億4,000万円の事業費が追加され、関連事業費を含めた総事業費は27億円程度になると、初めて公表されたところであります。これだけでも驚きですが、事業計画が変わる中で事業費がどんどんふえてきているのであります。私は、事業計画がいまだに定まっていない、このように認識しています。したがって、さらに事業費がふえるのではないかと危惧をしているところであります。これ以上の計画の変更、周辺整備事業等の変更、追加はないのか、事業費はふえないのか、お答えをいただきたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 都市整備の生野でございます。よろしくお願いいいたします。

ただいまの白石議員のご質問でございますが、新市建設計画の中で18億円から20億円に変更させていただきまして、その他事業といたしまして、4億4,000万円で周辺整備を行うということでございまして、今現在、当初の計画、平成24年3月に策定いたしました都市再生整備計画があったわけございまして、それに基づきまして今現在の施設規模が、当然、先ほど来ご質問されていますように、1,500平方メートルから3,100平方メートルに上がったということでございまして、それに基づきまして今現在、都市再生整備計画の変更に向けて、近畿地方整備局と調整を行っておるわけございまして、これにつきましても、平成27年度の早い時点で変更させていただくということは、以前よりご説明申し上げておったわけございまして、事業費につきましても今現在の計画に基づきまして、詳細の設計等に入っているわけでございます。総額、先ほど来申されました、吸収源の2億5,000万円は全く別事業でございますので、この道の駅に関する総事業につきましても、人件費含めまして25億88万6,000円になっておるわけございまして、事業費の今後変更はないものと考えております。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 生野部長の方からご答弁をいただきました。

現在、変更に向けて調整をしている、その変更についてはこれ以上の変更はない、このように断言されたということだと思っております。ということは、吸収源の公園緑地事業を除いた、直接の、新道の駅事業にかかわる事業は25億88万円ということだと思っております。このことをしっかりと認識しておきたい、このように思います。

次に、税務署の事前協議について、12月定例会の一般質問に引き続いて確認をしてまいりたい、このように思います。

私は、この間、情報の開示請求によって、道の駅に係る土地等の取得にかかわって、税務署協議のために葛城税務署に提出された、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イに規定する、書類の発行を予定している事業に関する説明書をいただきました。この書類であります。この書類を見てみますと、第6、根拠法令及び根拠法令による許可年月日、告示番号の項目では、道路法及び都市公園法、このように明記されております。

昨年の12月定例会での私の質問に、生野部長はこのように答えています。都市再生整備計画はどのような法の規定に基づいて策定をされたのか、こう問いました。生野部長は、都市再生特別措置法で計画している、はっきりと答弁をされております。この答弁からすれば、税務署に事前協議のために提出された説明書の法令根拠等では、道路法及び都市計画法ではなくて、道路法及び都市再生特別措置法ではないのでしょうか。改めて変更すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 税務署協議につきましては、表題につきましては、社会資本整備総合交付金事業、道の駅事業という形で大きく表現をいたしておるわけでございまして、ご指摘の法につきましては、道路法と都市公園法でございます。

その中で、12月定例会に、私、白石議員の質問に答えました。この事業手法といたしましては、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を設立いたしまして、事業を行っておるわけでございます。その中で、前回も回答を申したと思うんですけども、税務署協議の中に当然、この都市再生整備計画を添付はいたしておるわけでございまして、いたした中で税務署と詳細な協議を行いまして、平成25年5月に協議書を提出いたしまして、先ほど申されました、租税特別阻止法施行規則第14条第5項第3号イの規定する書類を発行していただいたわけでございまして、ただいまおっしゃっている変更につきましては、税務署とこういう協議をいたしておりますので、本来の協議申請のまま変更はないものと考えております。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 生野部長は、改めて変更はしない、このようにご答弁をされました。

租税特別措置法は第34条の2において、はっきりと都市再生特別措置法で実施される事業について明記されています。この規定では、税の特別控除は1,500万円であります。わざわざ法の規定に明記されている。私、率直に申します。税務署へ行ってきました。このことについて、税務署の対応、考えを確認してまいりました。租税特別措置法第34条の2の都市再生整備特別措置法を、規定を示してお話を示したところ、やはり変更してもらわなきゃならない、こういう回答でありました。しかし、行政としては変更する必要はない、こういうことでもあります。また、やる気もないでしょう。私は、行政が法的な手続を踏んでいく上において、間違った申請をすれば、これは潔く訂正し、変更する、これが法の趣旨であります。これが行き過ぎれば、その手続は無効になる、こういうことになるわけであります。

生野部長は当時いませんでしたけれども、この道の駅の交流広場部分、地域振興棟部分は、都市公園法、公園事業で行うんだということで事業を進めてきたことは、これは一般質問で

の答弁、常任委員会での答弁で明らかであります。どうしてそういう答弁をしたのか理解できない、こう答弁したのが生野部長でありました。私も理解できない。しかし、この都市公園法、公園事業によって用地が買収されています。平成24年5月にこの説明書が税務署に提出され、協議されている、そのときは明らかに公園事業として進めていたわけでありました。だから、この時点ではやっぱり間違いないわけですよ。しかしそれが、改めて都市再生整備事業だと、まちづくり交付金事業だということ、転換をしたんじゃないですか。転換をしたなら、この説明書の根拠法令も変更すべきじゃないですか。

私は、行政として当然、法の規定に基づいて事業を執行し手続を進めていく、これは当たり前のことだと思います。都市公園法じゃないんだと、公園事業じゃないんだと、都市再生整備事業だ、交付金事業だ、これは理解できるわけですよ。そのとおりだ、最初からそうだったと。ところが、どういういきさつが、原因があったのかわからないけれども、原因がわからんのですよ。都市公園事業で事業を進める、建ぺい率2%、そのために5万3,000平方メートルの土地を足して1,500平方メートルの建物面積を確保すると、こうなったんじゃないですか。ちゃんと書いてますよ。

下村議長 白石議員、時間内に終わるようにお願いいたします。

白石議員 これで、時間がありませんので終わりますけれども、私は、本事業がしっかりした計画に基づいて、やっぱりきちっとやれば、葛城市の身の丈に合った事業とすれば、こんな莫大な税金を投入することはなく、そのことで、それによって地元の農業や酪農、中小商工業者などの地域産業の振興に、大いに資するものになると思います。

下村議長 白石議員、時間でございます。

白石議員 これをもって一般質問を終結いたします。ありがとうございました。

下村議長 これで白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。なお、あす13日から25日までの間、各常任委員会及び予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時37分